

改正の概要（案）

資料 1

平成 27 年 4 月 28 日

第 1 回流山市福祉施策審議会資料
健康福祉部障害者支援課指定管理施設「流山市身体障害者福祉センター」を
「流山市障害者福祉センター」とすることについて

1 現状と経過

(1) 開設時期について

現在の「流山市身体障害者福祉センター」は、昭和 56 年 4 月に身体障害者福祉法に規定された「身体障害者福祉センター B 型」施設として、併設施設「地域ふれあいセンター」と共に開設されたもので、開所から 33 年が経過した施設である。

(2) 利用対象者について

流山市身体障害者福祉センターの利用対象者は、18 歳以上の身体障害者手帳所持者となっている。

(3) 業務について

主な業務として身体障害者を対象に、各種講習会、機能回復訓練、創作活動、社会適応訓練（資料 2 参照）を実施している。

(4) 運営費について

平成 10 年度まで身体障害者福祉センター運営事業費として国庫補助金が交付されていたが廃止となり市単独事業となった。

(5) 制度の変化

平成 18 年には、障害者自立支援法が施行され、それまで各障害別（身体、知的、精神）に対応していた障害福祉サービスが一元化された。障害福祉サービスの提供にあたっては、全ての障害者が共通のサービスを利用できる仕組みへと変更となった。

(6) 指定管理について

平成22年4月1日から「流山市東深井福祉会館（地域ふれあいセンター及び流山市身体障害者福祉センター）」は、特定非営利活動法人自立サポートネット流山が指定管理者に選定され現在に至っている。

2 見直しの理由と課題

(1) 障害者からの要望

障害者総合支援法の普及により、法の理念を理解した障害者から身体障害者以外の障害者も施設を利用できるようにして欲しいとの要望や問い合わせがある。

(2) 計画への位置づけ

第5次障害者計画（H27年度～H32年度）P52の第2編各論3文化・スポーツ活動の推進28の障害者レクリエーション活動の推進において「身体障害者福祉センターが中心となり、障害者団体と連携し障害者が楽しめる講座や行事を企画し、誰もが参加できる行事を実施する」と規定した。

(3) 障害者団体への説明

身体障害者以外の他の障害者の利用を拡大することについては、現在のサービス低下が無いことを身体障害者団体へ説明し理解を得る必要がある。

3 対応方針

・利用できる対象障害者の拡大について

平成18年に制定された障害者自立支援法（平成25年に障害者総合支援法に改正）では、障害の種別（身体、知的、精神）に関係なく、全ての障害者が必要とするサービスが利用できることを法の理念に掲げている。そうしたことから身体障害者福祉センターを全ての障害者が利用できる施設として位置づけたい。

4 具体策

(1)「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正を行う。

＜改正内容＞

- ①「流山市身体障害者福祉センター」から「障害者福祉センター」に名称を改める。
- ②第6章第25条障害者福祉センターの目的及び業務の「(2)講演会等のための場所の提供に関すること。」を「(2)講演会等の実施及び場所の提供に関すること。」に改め、市の業務目的を明確にする。

(2)指定管理再選定に係る仕様書の見直し。

＜見直しの内容＞

- ①主な業務として全ての障害者を対象に、各種講習会、創作活動、社会適応訓練を実施する。
- ②新たな指定管理料の算定。

5 改正に伴うメリット及びデメリット

＜メリット＞

第5次障害者計画に位置付けた「文化・スポーツ活動の推進」について、身体障害者以外の障害者も楽しめる講座や行事を企画することにより、レクリエーション等の余暇活動や自主活動等をとおして新たな仲間作りなど社会参加が促進される。

＜デメリット＞

事業見直しに伴う事業費の増加が見込まれる。

6 改正に伴う財政措置

・講座講師料（年間）

創作活動 手芸講座 6回

カラオケ講座 12回

料理教室 4回

社会適応訓練 パソコン講座 12回

・ 光熱水費	ガス	5, 300 円/年
	電気	120, 000 円/年
	上下水道	24, 000 円/年
	合計	149, 300 円/年

概算：1年間で 465, 300 円

5年間で 2, 326, 500 円

7 費用対効果について

- ・ 1回あたりの講座に平均9人～11人集まることから、
34回×9人～11人＝延べ306人～374人/年の身体障害者以外の障害者の利用増が見込まれる。

8 条例改正議案提出時期

平成27年流山市議会第2回定例会。

9 近隣市の状況

「身体障害者福祉センター」から「障害者福祉センター」への変更した近隣市。

- ① 松戸市（平成18年改正。指定管理導入、休館日は年末年始のみ）
- ② 我孫子市（平成25年改正。直営、土日休館。）
- ③ 市川市（平成25年改正。直営。休館日は土日、祝日、年末年始。）

流山市福社会館の設置及び管理に関する条例(改正案)

昭和52年3月31日

条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 地域ふれあいセンター（第15条・第16条）

第3章 削除

第4章 児童館及び児童センター（第21条・第22条）

第5章 削除

第6章 障害者福祉センター~~身体障害者福祉センター~~（第25条・第26条）

第7章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、福社会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、市民の福祉の向上及び増進を図るため、福社会館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 福社会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市駒木台福社会館	流山市駒木台221番地の3
流山市流山福社会館	流山市流山2丁目102番地
流山市江戸川台福社会館	流山市江戸川台東1丁目251番地
流山市西深井福社会館	流山市西深井313番地
流山市思井福社会館	流山市思井79番地の2
流山市向小金福社会館	流山市向小金2丁目192番地の2
流山市東深井福社会館	流山市東深井498番地の30
流山市南福社会館	流山市南102番地の2
流山市十太夫福社会館	流山市十太夫97番地の1

流山市名都借福祉会館	流山市名都借 2 7 4 番地
流山市南流山福祉会館	流山市南流山 3 丁目 3 番地の 1
流山市野々下福祉会館	流山市野々下 2 丁目 7 0 9 番地の 3
流山市赤城福祉会館	流山市流山 8 丁目 1 0 7 1 番地
流山市平和台福祉会館	流山市平和台 5 丁目 4 5 番地の 3 4
流山市下花輪福祉会館	流山市下花輪 2 2 7 番地

(事業)

第 4 条 福祉会館は、次の各号に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

- (1) 市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るための場所の提供に関すること。
- (2) 児童の健康の増進及び情操のかん養に関すること。
- (3) 身体障害者障害者の福祉の向上及び増進に関すること。
- (4) その他目的の達成のため市長が必要と認める事項に関すること。

(施設)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる福祉会館は、同表のそれぞれ右欄に掲げる施設をもって形成する。

区分	施設名
流山市駒木台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童館
流山市流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市江戸川台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市西深井福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市思井福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市向小金福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市東深井福祉会館	地域ふれあいセンター 身体障害者福祉センター 障害者福祉センター
流山市南福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市十太夫福祉会館	地域ふれあいセンター

	児童センター
流山市名都借福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市南流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市野々下福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市赤城福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市平和台福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市下花輪福祉会館	地域ふれあいセンター

2 市長は、前項の表に掲げる施設を有機的に運営し、福祉会館としての機能を十分に発揮させなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条の2 市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。

- (1) 流山市流山福祉会館
- (2) 流山市西深井福祉会館
- (3) 流山市南福祉会館
- (4) 流山市名都借福祉会館
- (5) 流山市南流山福祉会館
- (6) 流山市平和台福祉会館
- (7) 流山市下花輪福祉会館
- (8) 流山市十太夫福祉会館
- (9) 流山市東深井福祉会館
- (10) 流山市野々下福祉会館
- (11) 流山市思井福祉会館

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

- (2) 第4条第1号、第2号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館及び流山市思井福祉会館に限る。）、第3号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第4号に規定する事業に関する事。
 - (3) 第7条に規定する使用の許可に関する事。
 - (4) 第8条に規定する使用の制限に関する事。
 - (5) 第9条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関する事。
 - (6) 第14条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関する事。
- 2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条、第8条及び第9条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

（開館時間及び休館日）

第5条の4 福祉会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

- (1) 地域ふれあいセンター 午前9時から午後10時まで。ただし、午後5時以後の使用がないときは、午後5時までとする（流山市下花輪福祉会館を除く。）。)
 - (2) 児童館及び児童センター 午前9時から午後5時まで
 - (3) 身体障害者福祉センター—障害者福祉センター—午前9時から午後5時まで
- 2 福祉会館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 地域ふれあいセンター 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) 児童館及び児童センター
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。)
 - ウ 毎月の第1土曜日及び第3月曜日。ただし、その日がイに掲げる日である場合には、次のとおりとする。
 - (ア) 第1土曜日が休日のとき 第3土曜日
 - (イ) 第3月曜日が休日のとき 第4月曜日（その日がイに掲げる日

である場合にあっては、その日後においてその日に最も近い月曜日)

エ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（アからウに掲げる日を除く。）

(3) ~~身体障害者福祉センター~~障害者福祉センター

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（ア及びイに掲げる日を除く。）

（使用者の範囲）

第6条 福祉会館を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、使用しようとする施設の使用資格者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体

(2) 国又は公共団体

（使用の許可）

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、市長は、施設の管理上の必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 市長は、施設を使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設の設置の目的に反するとき。

(3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4) その他施設の管理上の支障があるとき。

（使用の禁止及び許可の取消し）

第9条 市長は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するとき、その全部若しくは一部を禁止し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反するとき。

(2) 第7条第2項に規定する使用の許可の条件に反するとき。

(3) 虚偽の申請その他の不正の手段によるとき。

(4) その他施設の管理上の支障があるとき。

- 2 前項の規定により禁止又は取り消された場合において、使用者に損失が生じて、市は、その損失の補償の責めを負わない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(現状変更)

第11条 使用者は、施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき(第9条の規定により禁止又は取消しがあつたときを含む。)は、直ちに原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 故意若しくは過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害の補償をしなければならない。

(利用料)

第14条 別表に掲げる福社会館の設備を使用する者は、当該使用に係る料金(以下この条及び別表において「利用料」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料の額は、別表に定める額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部若しくは一部を減額し、又は還付することができる。
- 5 第1項及びこの条例の他の規定に定めのある場合を除き、福社会館の利用料は、無料とする。

第2章 地域ふれあいセンター

(目的及び業務)

第15条 地域ふれあいセンターは、市民の文化及び教養の向上並びに健康及

び生きがいの増進を図るため、場所の提供その他の業務を行うものとする。

(使用資格者)

第16条 地域ふれあいセンターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する事項に使用するものとする。

- (1) 研修、講座、会議又は相談その他の催物に関すること。
- (2) 談話、娯楽、趣味、教養又はレクリエーションに関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

第3章 削除

第17条から第20条まで 削除

第4章 児童館及び児童センター

(目的及び業務)

第21条 児童館及び児童センターは、児童の健康の増進及び情操のかん養を図るため、次に掲げる業務（児童館にあつては、第4号を除く。）を行うものとする。

- (1) 健全な遊びの指導に関すること。
- (2) 個別的又は集団的な余暇指導に関すること。
- (3) 地域の子ども育成事業活動の指導に関すること。
- (4) 体力の増進の指導に関すること。
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(使用資格者)

第22条 児童館及び児童センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年齢18歳未満の者
- (2) 児童の健全な育成に関する事業を実施するために使用する者
- (3) その他市長が必要と認める者

第5章 削除

第23条及び第24条 削除

第6章 身体障害者福祉センター障害者福祉センター

(目的及び業務)

第25条 身体障害者福祉センター障害者福祉センターは、身体障害者障害者の福祉の向上及び増進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者の機能回復訓練に関すること。
- ~~(1) 更生相談に関すること。~~

- (2) 障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。
- ~~(2) 講習会等のための場所の提供に関すること。~~
- (3) 障害者に係る各種相談に関すること。
- ~~(3) 機能回復訓練の実施及び場所の提供に関すること。~~
- (4) 講習会等の実施及び場所の提供に関すること。
- ~~(4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。~~
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(使用資格者)

第26条 ~~身体障害者福祉センター~~障害者福祉センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第4条第1項の規定により定められた障害者
- ~~(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者~~
- (2) 身体障害者~~障害者~~の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者
- (3) その他市長が必要と認める者

第7章 雑則

(販売行為等の禁止)

第27条 福祉会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 流山市簡易マザーズ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和49年流山市条例第11号）は、廃止する。

別表（第14条関係）

区分	設備の名称	利用料の額（日額）
流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 308円

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）新旧対照表（改正案）

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—第14条） 第2章 地域ふれあいセンター（第15条・第16条） 第3章 削除 第4章 児童館及び児童センター（第21条・第22条） 第5章 削除 第6章 障害者福祉センター（第25条・第26条） 第7章 雑則（第27条・第28条） 附則 （事業） 第4条 福祉会館は、次の各号に掲げるいずれかの事業を行うものとする。 （1） 市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るための場所の提供に関すること。 （2） 児童の健康の増進及び情操のかん養に関すること。 （3） 障害者 の福祉の向上及び増進に関すること。 （4） その他目的の達成のため市長が必要と認める事項に関すること。 （施設） 第5条 次の表の左欄に掲げる福祉会館は、同表のそれぞれ右欄に掲げる施設をもって形成する。 【別記1 参照】 2 市長は、前項の表に掲げる施設を有機的に運営し、福祉会館としての機能を十分に発揮させなければならない。 （開館時間及び休館日） 第5条の4 福祉会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。 （1） 地域ふれあいセンター 午前9時から午後10時まで。ただし、	目次 第1章 総則（第1条—第14条） 第2章 地域ふれあいセンター（第15条・第16条） 第3章 削除 第4章 児童館及び児童センター（第21条・第22条） 第5章 削除 第6章 身体障害者福祉センター（第25条・第26条） 第7章 雑則（第27条・第28条） 附則 （事業） 第4条 福祉会館は、次の各号に掲げるいずれかの事業を行うものとする。 （1） 市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るための場所の提供に関すること。 （2） 児童の健康の増進及び情操のかん養に関すること。 （3） 身体障害者の福祉の向上及び増進に関すること。 （4） その他目的の達成のため市長が必要と認める事項に関すること。 （施設） 第5条 次の表の左欄に掲げる福祉会館は、同表のそれぞれ右欄に掲げる施設をもって形成する。 【別記1 参照】 2 市長は、前項の表に掲げる施設を有機的に運営し、福祉会館としての機能を十分に発揮させなければならない。 （開館時間及び休館日） 第5条の4 福祉会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。 （1） 地域ふれあいセンター 午前9時から午後10時まで。ただし、

改正後	改正前
午後5時以後の使用がないときは、午後5時までとする（流山市下花輪福祉会館を除く。）。 (2) 児童館及び児童センター 午前9時から午後5時まで (3) 障害者福祉センター 午前9時から午後5時まで 2 福祉会館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 (1) 地域ふれあいセンター 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 児童館及び児童センター ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。） ウ 毎月の第1土曜日及び第3月曜日。ただし、その日がイに掲げる日である場合には、次のとおりとする。 (ア) 第1土曜日が休日のとき 第3土曜日 (イ) 第3月曜日が休日のとき 第4月曜日（その日がイに掲げる日である場合には、その日後においてその日に最も近い月曜日） エ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（アからウに掲げる日を除く。） (3) 障害者福祉センター ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。） ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（ア及びイに掲げる日を除く。） 第6章 障害者福祉センター	午後5時以後の使用がないときは、午後5時までとする（流山市下花輪福祉会館を除く。）。 (2) 児童館及び児童センター 午前9時から午後5時まで (3) 身体障害者福祉センター 午前9時から午後5時まで 2 福祉会館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 (1) 地域ふれあいセンター 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (2) 児童館及び児童センター ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。） ウ 毎月の第1土曜日及び第3月曜日。ただし、その日がイに掲げる日である場合には、次のとおりとする。 (ア) 第1土曜日が休日のとき 第3土曜日 (イ) 第3月曜日が休日のとき 第4月曜日（その日がイに掲げる日である場合には、その日後においてその日に最も近い月曜日） エ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（アからウに掲げる日を除く。） (3) 身体障害者福祉センター ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。） ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（ア及びイに掲げる日を除く。） 第6章 身体障害者福祉センター

改正後	改正前
(目的及び業務) 第25条 障害者福祉センター は、障害者の福祉の向上及び増進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 障害者の機能回復訓練に関すること。 (2) 障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。 (3) 障害者に係る各種相談に関すること。 (4) 講習会等の実施及び場所の提供に関すること。 (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。 (使用資格者) 第26条 障害者福祉センター を使用する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第4条第1項の規定により定められた障害者 (2) 障害者の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者 (3) その他市長が必要と認める者	(目的及び業務) 第25条 身体障害者福祉センターは、身体障害者の福祉の向上及び増進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 更生相談に関すること。 (2) 講習会等のための場所の提供に関すること。 (3) 機能回復訓練の実施及び場所の提供に関すること。 (4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。 (使用資格者) 第26条 身体障害者福祉センターを使用する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者 (2) 身体障害者の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者 (3) その他市長が必要と認める者

【別記1】

改正後

区分	施設名
流山市駒木台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童館
流山市流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市江戸川台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市西深井福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市思井福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市向小金福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市東深井福祉会館	地域ふれあいセンター 障害者福祉センター
流山市南福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市十太夫福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市名都借福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市南流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市野々下福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市赤城福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市平和台福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市下花輪福祉会館	地域ふれあいセンター

改正前

区分	施設名
流山市駒木台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童館
流山市流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市江戸川台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市西深井福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市思井福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市向小金福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市東深井福祉会館	地域ふれあいセンター 身体障害者福祉センター
流山市南福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市十太夫福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市名都借福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市南流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市野々下福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市赤城福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市平和台福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市下花輪福祉会館	地域ふれあいセンター

